

自由法曹団東京支部規約

- 1条（名称）この支部は、自由法曹団東京支部と称する。
- 2条（目的）支部は、自由法曹団規約に定める目的達成のため、東京都における諸情勢に応じて具体的な活動方針を定め、これを積極的に推進し、あわせて支部団員相互の親睦、交流を深め、もって自由法曹団の発展をめざす。
- 3条（構成）支部は、東京都内で活動する自由法曹団員をもって組織する。
- 4条（事務所）支部の事務所を東京都内におく。
- 5条（総会）支部総会は最高の決議機関である。

支部総会は支部長が招集する。幹事会による総会招集の請求がなされた場合には支部長は総会を招集しなければならない。

定期支部総会は毎年一回とし、活動報告、決算を承認し、活動方針、予算、その他重要事項を決議する。

臨時支部総会は必要に応じて開く。支部団員総数の十分の一以上の支部団員の請求がある場合には支部長は臨時総会を招集しなければならない。
- 6条（役員）支部に支部長一名、幹事若干名をおき、いずれも総会で選任し、その任期は一年とする。
- 7条（支部長）支部長は支部を代表し、支部活動を総括する。
- 8条（幹事会）すべての幹事をもって幹事会を組織する。

幹事会は、幹事長一名を互選し、事務局長一名及び事務局次長若干名を選任する。

幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

幹事会は毎月一回以上開き、支部活動を協議決定し、執行する。支部団員は幹事会に出席し、意見を述べることができる。

幹事長は必要に応じて、拡大幹事会を招集することができる。拡大幹事会は幹事及び支部団員をもって組織する。
- 9条（事務局）支部に事務局をおき、事務局員は幹事会が選任する。事務局長、事務局次長及び事務局員は、幹事会の決定と指導のもとに日常の支部活動を担当する。
- 10条（財政）支部の財政は支部団員の負担によって維持する。

支部団員は支部費を拠出する。支部費の金額は総会の決議による。

幹事会は相当と認める支部団員について支部費を免除することができる。

支部の経費は、支部費、寄付金その他の収入によって支弁する。
- 11条（改正）この規約の改正は、幹事会の議を経たうえ、支部総会において、出席者の三分の二以上、支部団員総数の過半数の賛成を得なければならない。
- 12条（実施期日）この規約は、一九七六年二月九日から実施する。

自由法曹団規約（抄）

- 1条（名称）この団体は自由法曹団と称する。
- 2条（目的）自由法曹団は、基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与することを目的とする。

団は、あらゆる悪法とたたかい、人民の権利が侵害される場合には、その信条・政派の如何にかかわらず、ひろく人民と団結して権利擁護のためにたたかう。
- 3条（団員）進歩と自由をねがい、人民の権利をまもることを志す弁護士で、前条の目的達成に協力する者は、団員となることができる。

新に入団する者は、団員二名以上の紹介をもって申込み、幹事会または常任幹事会の承認を要する。

弁護士以外の法律家で、とくに入団を希望する者は、前項の手続をへたのち、総会の承認により団員となることができる。
- 4条（本部と支部）本部を東京都におき、支部を必要な地に設ける。

支部の設置は幹事会または常任幹事会の承認を要する。
- 10条（支部）支部はこの規約に反しない限度において、支部規約をもつことができる。

支部規約の制定ならびに変更は、幹事会または常任幹事会の承認を要する。